

## 【課外活動再開にあたり学生が遵守すべき事項】

### (文教大学課外活動再開ガイドライン)

学生の皆さんが課外活動を安全に実施できるようにするために、ガイドラインを設けています。活動再開を希望する各課外活動団体は、必ず本ガイドラインの内容を団体内(部員、顧問教員、指導者)で共有、遵守してください。

▼ガイドラインを遵守できていないと判断した場合(判断:顧問教員又は担当事務局)

以下の対応をとることがありますので十分に留意してください。

- ①直ちにその団体の活動を停止させる
- ②団体の不作為による活動の安全確保ができていない場合、関連規程等に基づき団体に対して処分を行う

また、実際の活動以外に、課外活動団体による飲み会やコンパ等、以下に類似する感染拡大リスクの高い行動についても当面の間禁止とします。

- ①「複数人が集合して飲食店やカラオケボックス等での会食および飲酒」
- ②「個人宅での会食(ホームパーティ等)および飲酒」
- ③「団体主催の(大人数での)旅行」等

当該行為が確認された場合、学内規程に則り処分が科される場合がありますので、慎重な行動を心がけてください。

▼団体または部員による当該行為があった場合

- ①施設利用の使用取り消し
- ②クラブに対する活動停止、廃部
- ③個人の戒告や停学処分、等

課外活動に伴う上記のような行動を見かけた場合の連絡や、感染防止策等に関する相談等がある場合は、学生課または教育支援課へ申し出てください。

# I.活動前について

## (1)【活動再開計画書の作成・提出】

◎以下、6点の内容を団体内で検討、作成し、顧問教員の承認を必ず得ること

◎顧問教員の承認を得た計画書を学生課または教育支援課へ提出すること

※提出方法は学生課または教育支援課 HP 参照

※提出された計画内容を判断し、許可を得た団体のみ活動可

① <u>遵守事項の誓約</u>	・違反した場合は、団体が処分の対象となることを十分理解してから記入すること
② <u>団体内の感染防止策</u>	<p>・感染防止策・部内体制の明確化</p> <p>・「感染防止策責任者(注1)」を設置すること</p> <p>・「感染防止策実行担当者」を設置すること</p> <p>(上記「感染防止策責任者」との兼務も可)</p> <p>注1)「感染防止策責任者」は、団体内における以下の事項を担うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防に必要な基本的な知識の習得、具体的な対策の学習の企画、実行</li> <li>・団体内の実施体制、緊急時の連絡体制(大学・顧問教員・指導者等)の構築、実行</li> <li>・活動に参加する部員全員の健康観察を実施及び管理すること</li> <li>・具体的な感染防止策を明記すること</li> <li>・部員の行動、活動前後の準備、片付けにおけることを網羅すること</li> </ul>
③ <u>部員の健康観察実施</u> <u>および体調管理方法の確立</u>	<p>【検温】</p> <p>・検温等、部員の体調を継続的に把握し、体調の悪化や不良がある部員は活動に参加させない等の管理、指導を徹底すること。</p> <p>【記録、把握】</p> <p>・健康観察を活動再開計画書に定めた通り行うこと。</p> <p>例:活動7日前から Google スプレッドシートを用いて健康観察を記録する等</p> <p>【判断】</p> <p>・以下の事項に該当する場合は、自主的に活動を見合わせ、自宅待機とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)</li> <li>・同居家族や5日以内接触した方に感染が疑われる方がいる場合・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</li> </ul>
④ <u>団体内の連絡体制</u>	・顧問、指導者、部員間の連絡体制を明記すること
⑤ <u>具体的な活動内容(場所、器具、人数、内容、時間等)</u>	・団体が所属する連盟、活動に関係する学会や業界団体等が示すガイドライン等を参照のうえ、活動(練習)内容を検討すること
⑥ <u>部員の参加意思確認</u>	・活動参加が強制的なものにならない等、部員個々の事情を尊重し、配慮されていること
⑦ <u>活動再開計画書の更新</u>	<p>・再開計画書の内容に変更が生じた場合、内容を更新した場合、学生課又は教育支援課に提出すること</p> <p>例:感染防止策責任者や感染防止策実行担当者が変更した等</p>

**(2)【新型コロナウイルス感染防止についての団体内での学習】**

「感染防止策責任者」を中心に、以下の内容を団体内で共有し、定期的に学習すること

①感染防止策	・説明会時に大学から提示した資料に基づき、3密回避、身体的距離の確保、マスク着用(咳エチケット)、手指衛生等の基本的な知識の習得及び感染症対策の重要性を部員全員が理解すること
②学生の取りくむべき姿勢の理解	・学外での行動においても社会の一員として振る舞う責任があることを十分に自覚すること
③事前ミーティング開催の義務化	・上記①②を団体内で共有化するために、活動再開前に必ず部員全員参加の事前ミーティングを開催すること ・活動再開後も、感染防止策が適切に実行できているか確認を行うこと

**(3)【活動許可願の提出(団体)】**

・学生課または教育支援課 HP にて定められた期日までに、活動日時・場所・活動内容の詳細を申請すること

①提出方法	・学生課または教育支援課 HP に掲載されている方法に従うこと
②活動許可願	・活動内容、活動日、活動場所等を記入すること ・学外活動についても同様に提出すること
③参加者名簿	・活動当日に「参加者名簿」(実際に参加する学生氏名、検温結果等)を担当事務局へ提出すること
④その他	・検温等、部員の体調を継続的に把握し、体調の悪化や不良がある部員は活動に参加させない等の管理、指導を徹底すること。 ・「健康管理表」は必要に応じて提示できるように、活動参加者自身が各自携帯すること

**(4)【部員以外の活動参加についての取扱い】**

①学外指導者または本学学生以外(他大学学生など)の入構について

・活動参加にあたっての手続き等は、大学の定める内容(別紙:文教大学課外活動における学外者の入構に関する諸注意について)に従うこと。

②入部希望者の入構について

・文教大学の学生で、入部希望者(入部していない学生)については、参加者名簿に記入のうえ、活動への参加を許可する。ただし、活動場所の最大収容人数の範囲内とする。

**(5)【学外での実習等に参加する学生の取り扱い(個人)】**

・教育実習、介護等体験等の学外で行われる各種実習(以下、実習等)に参加する学生は、実習等の実施2週間前から、対面の課外活動へは参加しないこと。

## (6)【活動開始前の検温】

- ・「感染防止策実行対応者」を中心に、以下の手順で実施すること
    - ①当日の活動に参加する部員全員の検温実施。
    - ②検温結果を「参加者名簿」に記入(チェック)する。その際、検温結果が37.5度以上の者、または体調不良者がいる場合は、活動の参加は認めず、速やかに帰宅させる。
    - ③検温結果を記入した「参加者名簿」を提出する。
- 注1)「参加者名簿」の提出方法等、当日の手順詳細は、各校舎の定める指示に従うこと

## (7)【更衣室利用上の留意事項】

- ・更衣室利用に際しては、以下の事項を遵守すること
    - ①一度に入室する利用者定員を超えないこと
    - ②更衣室内では会話は控え、速やかに利用すること
    - ③人と人の距離をできるだけ1~2m程度保つこと
    - ④シャワー室の利用は禁止
    - ⑤使用したロッカー等、触れた箇所は必ず消毒すること
    - ⑥着替える時を除き、換気のため更衣室の窓は開けたままとすること
- 注1)更衣室の入室定員、消毒手順等は、各校舎の定める指示に従うこと

## (8)【部室利用上の留意事項】

- ・活動時及び活動再開計画策定の準備等において、以下の範囲で部室の利用を認める。
  - ①目的(立入を認める行動):備品等の搬入出
  - ②室内に立入可能な人数:1~2名

## Ⅱ.活動中について

①3 密回避	・3つの密(密閉・密集・密接)を避けて活動すること
②施設利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員を遵守して利用するとともに、利用者同士の接触を避け、施設利用中はお互いの距離(2mを目安)を確保すること</li> <li>・越谷校舎学内体育館で活動する際は、学生課で消毒セットと「袋」を受け取り、自身の荷物を「袋」に入れて、活動中は活動施設の空きスペースへ1m程度の間隔で荷物を置くこと</li> <li>・越谷校舎学内体育館で活動する際の「袋」は1人1枚使用し、使用後(活動終了後)は館内のゴミ箱へ廃棄すること</li> </ul>
③手指消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段よりもこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること</li> <li>・共用物(複数人が触る物)に触れた後は、顔には触れず、手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること</li> </ul>
④屋内施設の換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設の利用中は定期的に換気をする</li> <li>・教室は可能な限り、窓やドアを開けて常時換気すること。困難な場合は、30分に1回程度、数分間全開することで空気を入れ換えること(教室に設置されているサーキュレータ、扇風機を活用すること)</li> </ul>
⑤マスク着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動中は可能な限りマスクを着用すること</li> <li>・ただし、スポーツ活動中のマスク着用は、人との距離が十分に確保されている場合においては、本人の判断により未着用でも可とする</li> </ul>
⑥接触回避の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティング等も含め密接した状態での会話や発声は避け、話をする場合はマスク着用の上、身体的距離(前後2m)の確保を徹底すること</li> <li>・接触プレーのある運動競技については、可能な限り、接触機会を減らすような工夫を行うこと</li> <li>・接触の無い活動(演奏、合唱等含む)では、身体的距離(前後2m)の確保を徹底すること</li> <li>・強度の高いスポーツ活動では、より一層の身体的距離の確保を徹底すること</li> <li>・歩く、走る練習では、前の人の呼気の影響を受けるため前後一直線に並ぶことを避けること</li> <li>・活動(施設利用)中に大きな声で会話、応援等をしないこと</li> <li>・紙類(プリント、楽譜、教則本等)の共用は避けること</li> <li>・タオルは各自持参し、共用はしないこと(※その他の用具も可能な限り共用しない)</li> <li>・飲料(スポーツドリンク等)は各自持参し、回し飲みはしないこと</li> <li>・活動に必要な場所(活動する施設、トイレ等)以外には立ち寄らないこと。</li> </ul>
⑦活動内容の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学外活動(大会、合宿)を行った際は、「活動報告書」に記録し、所属校舎の学生課または教育支援課に提出すること。</li> </ul>

### Ⅲ.活動後について

①手指消毒の徹底	・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
②施設使用終了後の清掃 および消毒の徹底及び確認 ※Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動中に使用、接触した施設、設備（机、椅子、ドアノブ、床等）をアルコールシート等で入念に清掃、消毒すること</li> <li>・活動中に使用、接触した器具（大学備品、私物等 接触した物は全て）をアルコールシート等で入念に清掃、消毒すること</li> </ul>
③更衣室利用上の 留意事項（P5 参照）※Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動中に使用、接触した施設、設備（机、椅子、ドアノブ、床等）をアルコールシート等で入念に清掃、消毒すること</li> <li>・活動中に使用、接触した器具（大学備品、私物等 接触した物は全て）をアルコールシート等で入念に清掃、消毒すること</li> </ul>
④シャワーの利用禁止※Ⅰ	・当面の間、シャワー室は利用禁止
⑤ゴミ処理※Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動中に出了ゴミは、配付されたゴミ袋にまとめ、必ず全て備え付けのゴミ箱へ捨てること</li> <li>・活動場所にゴミを絶対に放置しないこと（使用した施設内にゴミが放置されていた場合には、活動再開許可を取り消し、次回以降の活動を認めない）</li> </ul>
⑥屋内施設の換気※Ⅰ	・屋内施設の使用後は一定時間以上換気をする
⑦移動（帰宅）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅（大学→自宅）時の経路においてマスクは必ず着用のうえ、集団での移動、大声で話す、歩きながらの飲食等、自身や周囲の人への感染リスクを高める行動はしないこと</li> <li>・懇親会（飲み会、コンパ等）、食事会等の感染リスクを高める行為の実施及び参加をしないこと</li> </ul>

※Ⅰ（学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと）

## <感染者や感染が疑われる者が発生した場合のフローチャート>

①部員から以下のいずれかに該当する者が出た場合には、速やかに②のとおり対応すること。

- ・感染が明らかとなった者
- ・発熱、体調不良等、感染が疑われる者
- ・濃厚接触者と特定された者
- ・PCR検査または抗原検査の対象となった者



②<当該の部員本人>は以下の内容を速やかに<大学>へ連絡すること。

<大学>への連絡は以下の連絡フォームを利用すること。

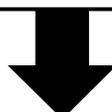
【越谷学生課】 <https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/2338>

【湘南教育支援課】 <https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu/?p=9017>

【東京あだち教育支援課】 [http://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu-t/?page\\_id=13560](http://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu-t/?page_id=13560)

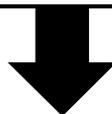
【連絡内容】

- 学籍番号
- 学生氏名
- 所属団体
- 事由(症状):「37.5度以上の発熱」「呼吸器症状がある」「倦怠感がある」「PCR検査結果が陽性」「コロナ罹患者と濃厚接触があった」「濃厚接触者と特定された」「PCR検査の対象となった」「その他」
- 事由の発症・発生日時(20XX年●月●日 ●時頃)
- 連絡時点の症状
- 発症・発生前後での他者との接触状況、大学構内入構履歴有無(20XX年●月●日 ●時頃 誰と接触したか、構内の立ち寄った場所)



③上記の連絡を受けた場合に大学は、速やかに以下の対応を取る。

- (1) 団体の感染防止策責任者及び顧問教員へ、団体内で感染者が発生した旨を連絡する。
- (2) 部員から陽性者が発生した場合には、当該団体に対し、**原則3日間大学から活動停止を連絡する。また、その間に新たな陽性者が確認された場合は、活動停止期間を2日間延長し、5日間とする。**場合によって、当該校舎におけるすべての課外活動予定を停止する。ただし、当該陽性者が活動に参加していない場合は、活動停止の必要はない。



④当該の部員本人の他、部内の濃厚接触が疑われる学生に対して、状況に応じて以下の措置を取ることがある。

- ・一定期間の構内への立ち入り禁止及び自宅待機
- ・家族以外との接触は極力避ける